

< 巻頭言 > リハビリテーション活動のために

著者	佐々木 日出男
著者別名	Sasaki Hideo
雑誌名	筑波大学リハビリテーション研究
巻	5
号	1
ページ	1
発行年	1996-03-29
URL	http://hdl.handle.net/2241/10893

〔巻頭言〕

リハビリテーション活動のために

佐々木 日出男

ある学校で理学療法の授業中に、学生から「どうして障害者を歩かせなければいけないのか。歩いて移動すると言うのは、健常者が決めたことであって、障害者をそのルールに従わせなくても良いのではないか。」という質問が出て、教師が立ち往生したという話を聞いたことがある。ここで、他の方法に比べて、歩くことの利便性を説いたとすればそれはピント外れの議論であろう。われわれは訓練とか治療、教育、指導といった活動を、ある善意のもとに日常行っているが、もういちどふり返って見る必要がある。

司馬遼太郎の「ひとびとの登音」という作品の中で主人公の一人が脳血管障害による片麻痺に加え左腕の骨折でリハビリテーション専門病院に入院する場面がある。彼は訓練を断固拒否して自宅に帰る。その6年後この主人公は死ぬのであるが、彼にとっては「運動機能が自在にならないということのほかはすべてについて自由であった」のである。この病院は著者によれば、「病者を社会復帰させるという理想と理論—つまりはただ一種類の絶対的思想—のもとで病院のすみずみまでが統制されていた」。リハビリテーションという用語は「社会復帰」と訳されることが多い。それがこの作者の、そしてこの病院も陥っている誤解ではないかと考える。

IL 運動の例をひくまでもなく、障害者あるいは患者は、消費者として、受けるサービスを選ぶ権利がある。逆にサービスを提供する側は、消費者が必要とするものを常に準備しておく義務がある。歩行訓練の授業は、まさにその意味において必要なのである。「歩く」というルールは決められたものではなく、健常者は這うことも膝行することも、なんなら寝たつきりになることも選べるのである。

障害の定義については様々な考えがあるが、上述のような意味からは、「ライフスタイル選択の幅が狭くなること」を障害と定義することができる。周知のように、リハビリテーションとは人としての「権利回復」である。従って、リハビリテーション活動としての訓練や教育とは、決して障害者に健常者のライフスタイルを強制するためのものではなく、「障害にあつて、基本的人権の一つであるライフスタイル選択の幅を広げるための営みである」と言い直すことができるのではないかと思うのである。